

人材確保推進部会規程第1号

2019年4月26日制定

一般社団法人愛媛県社会福祉士会（以下、「本会」という）として定めた人材確保推進部会に関する事項をここに定める。

---

## 第1章 目的

---

### （目的）

#### 第1条

人材確保推進部会は、受験対策と広報・人材発掘を行い、本会が行う社会福祉士国家試験受験対策等の講座を開講し試験を受験する者を支援するとともに本会の広報活動全般を取りまとめ、内外の関係者、関係機関に対しホームページ、その他のソーシャル・ネットサービスの更新、並びに機関誌発行等を通じて、その活動を伝え人材を確保していくことを目的とする。

---

## 第2章 組織

---

### （組織）

#### 第2条

- 1 本会において人材確保推進部会と称する機関を置く。
- 2 人材確保推進部会は、本会の会員で構成する。部会長は、本会の理事とする。

---

### （機能及び事業内容）

#### 第3条

人材確保推進部会の機能及び事業内容は、次のとおりとする。

- 1 社会福祉士国家試験等の受験対策に係る研究及び受験対策講座の企画運営
- 2 社会福祉士国家試験等の情報収集と提供
- 3 渉外的な協力依頼への対応
- 4 ソーシャル・ネットサービスを使った各種情報提供
- 5 その他目的を達成するための事業

---

## 第3章 雑則

---

---

(改正)

---

**第4条**

この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

---

**附則（施行期日）**

---

この規程は、2019年5月1日から施行する。

